

ナラ枯れ被害予防対策「おとり丸太法」への取組みについて【お願い】

1 はじめに

宮古・岩泉管内では、豊富な広葉樹資源を活用した産業が盛んで、しいたけ原木や木炭あるいは紙の原材料として活用されております。

しかし、カシノナガキクイムシ（以下「カシナガ」という）によるナラ枯れ被害が発生しており、ナラ類の保全・被害予防対策が喫緊の課題となっております。

2 おとり丸太法について

ナラ枯れ被害予防対策の一つとして、「おとり丸太法」があります。

「おとり丸太法」は、ナラ類の丸太を 20 m³程度集積して誘引し、その後、カシナガが侵入した丸太を粉砕し駆除する方法で、森林病虫害等駆除事業の誘引捕殺に規定され、補助事業の対象になっています。

一方で、その実施方法がマニュアル化されていないこと、設置や資材などの費用がかかること、設置期間中における丸太の乾燥による重量の減少が収入減少に直結することなどから、林業事業体の実施実績はなく、行政機関のみが行っているのが実情です。

3 林業事業体との連携・実証について

このことを踏まえ、林業技術センターの支援を受けて、当室において実施マニュアルを作成し、広葉樹から恩恵を受けている民間の林業事業体に対して、自社の「食い扶持」を将来に渡って維持するために、「おとり丸太法」に取り組むよう、働きかけを行いました。

働きかけの結果、2 事業体からの協力が得られ、「おとり丸太法」を連携により実証しました。

4 実証結果について

実証した結果、実施方法をレクチャーすれば、民間の林業事業体でも十分に実施可能であることが判りました。

また、「おとり丸太法」一箇所当りの資材費用は、フェロモン剤とアルコールで一万七千円程、丸太の重量減少率は6月中旬から10月中旬までの4か月間で5%程度で、大きな収入減少には至らないことが分かりました。

5 林業事業体の皆様へ

当地域の主力産業である広葉樹活用産業を維持・継続していくために、おとり丸太を設置し、ナラ枯れ被害の予防対策に取り組みましょう！

令和6年4月

宮古農林振興センター林務室
林業普及指導員